豊島区サッカー協会

ジュニア委員会審判部

審発20190721-01

関係各位

豊島区サッカー協会ジュニア委員会審判部作成のフットサル競技規則(2019年5月11日初版)について、関係チームからの質問が多かった内容について、明確化含めて通達いたします。ルール自体の変更ではございません。

下記通達事項は、全カテゴリのフットサル競技会での共通ルールです。

( )は、日本サッカー協会「フットサル競技規則 2018/19」の記載条項になります。

1-1.ファウルと不正行為（第12条）

　ゴールキーパーが手でボールを投げた後、又は足で蹴った後、ボールが競技者に触れるかプレーされる、あるいはピッチ面に触れる前にハーフウェイラインを越えたときは、相手側チームに間接フリーキックを与える。

　間接フリーキックは、ハーフウェイライン上の任意の地点から行われる。

（審判部補足説明）上記はインプレー中の行為となります。下記のような場面になります。

・キーパーが相手のシュートをキャッチした時

・キーパーが相手のシュートをキックでクリアした時

・キーパーが味方からのパスをキックした時(バックパス対象は除く)

1-2. ファウルと不正行為（第12条）

　ゴールキーパーの反則について（間接フリーキックとなるもの）

尚、ペナルティーエリア内で与えられた間接フリーキックは、違反の起きたところに

最も近いペナルティーエリアライン上の地点から再開される。

　(1)ピッチの味方半分内で次のいずれかの方法でボールを4秒以上保持する。

　　①自分のペナルティーエリア内にて、手、または腕を用いる

　　②ピッチの味方半分内で足を用いる

　　③自分のペナルティーエリア内で手、または腕を使い、ピッチの味方半分内で足を

用いる

（審判部補足説明）上記はゴールクリアランス、インプレー中どちらにも適用されます。

以　下　次　葉

前　葉　よ　り

　(2) ボールをプレーしたのち、相手競技者がボールをプレーするまたは触れることなく、

味方競技者が意図的にゴールキーパーに向けてプレーしたボールに、ゴールキーパ

ーがピッチの味方半分内で再び触れた場合

（審判部補足説明）キーパーがボールに関与したもの全てが対象

　(3) 味方競技者がゴールキーパーに向けてキックしたボールにゴールキーパーが自分のペナルティーエリア内で手、または腕で触れた場合

(4) 味方競技者によってキックインされたボールをゴールキーパーが直接受けて自分の

　　　ペナルティーエリア内で手、または腕で触れた場合

（審判部補足説明）キーパーがキックインされたボールを足で扱うことは反則ではない。

　　　　　　　　　ボールを扱ったあとは、上記(2)が適用される。

2.ゴールクリアランス（第16条）

　ゴールクリアランスされた後、ボールが競技者に触れるかプレーされる、あるいはピッチ面に触れる前にハーフウェイラインを越えたときは、相手側チームに間接フリーキックを与える。

　間接フリーキックは、ハーフウェイライン上の任意の地点から行われる。

以　上